

「新たな地震調査研究の推進について」の 見直しに係る検討について

平成23年12月26日

地震調査研究推進本部事務局

1. 趣旨：

地震調査研究推進本部（以下「地震本部」という。）は、平成11年4月に策定した「地震調査研究の推進について―地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策―」及び、平成21年4月に策定した「新たな地震調査研究の推進について―地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策―」（以下「新総合基本施策」という。）に基づき、地震による被害を軽減し、安全・安心な社会の構築に資するため、これまで我が国の地震調査研究を一元的に推進してきた。

しかし、東北地方太平洋沖地震により甚大な被害が発生し、地震調査研究の防災・減災に資するという基本目標を十分に果たせなかったことを踏まえ、本年9月の地震本部会議において、これまでの地震調査研究についての課題等の検証を進めるとともに、新総合基本施策の見直しが必要であるか否かについて地震本部政策委員会の下に設置している総合部会において検討を行うことを決定した。

これを踏まえ、総合部会では、新総合施策の見直しのための議論を行うこととする。

2. 地震本部におけるこれまでの審議について：

- 総合部会は、東北地方太平洋沖地震の発生を受け、本年4月及び5月に、東北地方太平洋沖地震を受けての地震調査研究の現状及び今後の基本的考え方について関係機関にヒアリングを行うとともに、6月に各施策の評価を行った。
- 同部会は、本年8月に、これらのヒアリング及び評価を踏まえ、関係省庁の概算要求の方針となる「当面の地震調査研究関係予算要求に反映すべき事項について」（以下「反映すべき事項」という。）を関係機関に通知した。
- 同部会は、本年9月に、各省庁の予算要求についてヒアリングを行い、各省庁の予算事務の一連の調整についての評価と今後の課題を示した「平成24年度の地震調査研究関係予算概算要求について」（案）を取りまとめた。この中で、今後の課題として、総合部会が、これまでの地震調査研究についての課題等の検証を進めるとともに、必要に応じて施策の見直しを行うことが示された。
- この取りまとめ結果については、9月26日開催の第40回政策委員会において承認し、9月29日開催の本部会議で決定した。